

6月27日（第3日）

6月27日(木)第3日 午前10時00分開議

出席議員

1番	宮下成美	2番	寛本語
3番	上本雄一郎	4番	平本美幸
5番	美濃英俊	6番	古居俊彦
7番	長坂実子	8番	岡野数正
9番	平川博之	10番	沖也寸志
12番	上松英邦	13番	吉野伸康
14番	浜西金満	15番	山本一也
16番	酒永光志		

欠席議員

沖元大洋

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	岡田學	総務部長	奥田修三
企画部長	畑河内真	危機管理監	佐野数博
市民生活部長	江郷壱行	福祉保健部長	山田浩之
産業部長	高橋龍二	土木建築部長	西川貴則
教育部長	矢野圭一	消防長	米田尋幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	仁城靖雄
議会事務局次長	長原範幸
事務局専門員	流田洋充

議事日程

日程第1	議案第45号	江田島市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第2	議案第51号	令和6年度江田島市一般会計補正予算(第1号)
日程第3	議案第53号	令和6年度江田島市一般会計補正予算(第2号)
日程第4	議案第46号	江田島市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
日程第5	議案第47号	江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

- 日程第 6 議案第 48 号 江田島市葬斎センター火葬炉更新工事請負契約の締結  
について
- 日程第 7 議案第 49 号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第 8 議案第 50 号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第 9 議案第 52 号 令和 6 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 10 発議第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書案について

開会（開議） 午前 10 時 00 分

○議長（酒永光志君） ただいまから、令和 6 年第 2 回江田島市議会定例会 3 日目を開きます。

ただいまの出席議員数は 15 名であります。

沖元議員から欠席する旨、届出がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 議案第 45 号～日程第 3 議案第 53 号

○議長（酒永光志君） この際、日程第 1、議案第 45 号 江田島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案についてから、日程第 3、議案第 53 号 令和 6 年度江田島市一般会計補正予算（第 2 号）までの 3 議案を一括議題とします。

本件は、総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。

よって、平川博之総務文教常任委員長の報告を求めます。

平川博之総務文教常任委員長。

○9 番（平川博之君） 皆様、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会、委員長報告を申し上げます。

去る 6 月 19 日に本会議において当委員会に付託されました 3 件の議案につきまして、6 月 20 日に委員会を開き、慎重に審査をいたしました。

その経過と結果について御報告いたします。

まず、1 件目の議案第 45 号 江田島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案についてです。

これは、災害現場に派遣された職員の特殊勤務手当を国家公務員に準じて支給するものであり、その趣旨に全員一致で原案のとおり可決するものと決しました。

続いて、2 件目の議案第 51 号 令和 6 年度江田島市一般会計補正予算（第 1 号）についてです。

この補正予算は、最終的には全員一致で原案のとおり可決となったものの、特に次の 2 点について意見を付すべきであるとの結論に至りました。

1 点目は、がんばりすと応援事業です。

これは、地元で起業を志す人に対する伴走型事業であり、この補助金が地域の活性化に一定の効果があることは理解できます。しかし、新年度に入り僅か 3 か月で当初予算の 1.5 倍という追加補正を行うというような状況は、予算編成時の計画や見通しに甘さを感じるものであり、事業申請に対して形式審査のみで交付することや、足らなければ補正すればよいという感覚は、行財政改革の観点からも逆行したものであると考えざるを得ません。

また、この補助金を受けられた方の計画した事業運営が思わしくなく、残念ながら早期に頓挫する事案も発生しており、今後も同様の事案が考えられることから、改めて制

度全体の見直しが必要と思われます。

早期の事業廃止には補助金の一部返還等を求めることや、申請時の事業審査の厳密化を含めて早急に基準の見直しを行い、本件補正予算は、その新たな基準において執行すべきものと考えます。

次に、2点目の集会所等管理運営事業費です。

公共施設再編整備において、1地区1施設として新たに交流プラザを建設した中で、廃止施設となる集会所を地元の要望により自治会譲渡する場合の修繕の詳細が不明確であり、譲渡時の市負担や今後の修繕に対する補助など、費用負担の基準を早期に策定すべきであります。

続いて、3件目の議案第53号 令和6年度江田島市一般会計補正予算（第2号）です。

この補正予算は、三高中学校統合に関わりスクールバスを購入するものであり、全員一致で原案のとおり可決するものと決しました。

なお、6月19日の本会議における議員発議のとおり、統合に当たっては生徒及び保護者の不安を解消するよう関係者との協議を行い、万全を期すよう要望するものです。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（酒永光志君） これをもって、平川博之総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより、それぞれの議案について討論と採決を行います。

議案第45号 江田島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 令和6年度江田島市一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 令和6年度江田島市一般会計補正予算(第2号)について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第46号～日程第9 議案第52号

○議長(酒永光志君) この際、日程第4、議案第46号 江田島市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてから、日程第9、議案第52号 令和6年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)までの6議案を一括議題とします。

本件は、産業厚生常任委員会に付託となっていたものであります。

よって、長坂実子産業厚生常任委員長の報告を求めます。

長坂実子産業厚生常任委員長。

○7番(長坂実子君) 皆さんおはようございます。

それでは、産業厚生常任委員会、委員長報告を申し上げます。

このたび本委員会に付託されました議案は、議案第46号 江田島市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、議案第47号 江田島市家庭的保育事

業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、議案第48号 江田島市葬斎センター火葬炉更新工事請負契約の締結について、議案第49号 市有財産の無償譲渡について、議案第50号 市有財産の無償譲渡について、議案第52号 令和6年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の6件の議案です。

6月21日に委員会を開き、付託議案の審査を行いました。その中での主な質疑と答弁を御報告申し上げます。

議案第48号 江田島市葬斎センター火葬炉更新工事請負契約の締結については、江田島市葬斎センターに設置している5基の火葬炉の更新工事の請負契約について、相手方、太陽築炉工業株式会社と契約金額4億8,510万円で随意契約するという内容です。

委員からは、随意契約に至った詳細についての質疑があり、執行部からは大きく2つの理由の説明がありました。

1つ目に、本市に指名願を提出している2者のうち1者から辞退の申出があり、入札が成立しなかったということ。

2つ目に、日本には大きく3社の火葬炉メーカーがあるが、それぞれ独自の特徴があり、火葬炉によって建物の構造も大きく変わるという特徴がある。本市葬斎センターは、太陽築炉工業の火葬炉に合わせて建物を建造しており、現在の火葬棟にできるだけ手を加えず工事をするためには、本契約の相手方でしか工事の施工が難しいということ。

以上、2つの理由により、随意契約という方法を取るという説明がありました。

続いて、議案第49号 市有財産の無償譲渡については、公共施設の再編整備により廃止となった旧寄涛集会所を江田島市大古自治会が地域の集会施設としての活用を希望したため、無償で譲渡するという内容です。

委員からは、これまでの集会施設の無償譲渡の前例や譲渡後の維持管理について質疑があり、執行部による説明では、平成29年に5施設、平成30年に1施設の計6施設をこれまで自治会に譲渡しており、具体的に江田島町の宮ノ原自治会に旧大原老人集会所と旧石風呂老人集会所を譲渡、沖美町の岡自治会に旧沖老人集会所を譲渡、畑自治会に旧沖保育園を譲渡、そして、大柿町の深江自治会に旧新開老人集会所と旧大附老人集会所を譲渡しているとのことでした。

また、譲渡後の集会施設の維持管理については、光熱費については半分を自治会が支払い、残り半分を市が補助するとのことであり、また、修繕については軽微なものは自治会が対応し、大きな修繕については5年に1回、費用の半分を市から補助を得て修繕できるが、譲渡する際に市がある程度の修繕をしているので、これまでに市が補助して修繕した事例はないとのことでした。

また、解体する際には、市が解体費を全額補助するとの説明がありました。プラザ建設時に地域の集会施設を自治会に譲渡するという判断についての質疑には、公共施設の再編整備に基づき、その他の集会施設は原則廃止するが、地元から申出があれば、話し合いにより無償譲渡して残す場合があるとの説明がありました。

慎重に審査しました結果、本委員会に付託されました6件の議案は、全て可決すべき

ものと決しました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

○議長（酒永光志君） これをもって、長坂実子産業厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これよりそれぞれの議案について討論と採決を行います。

初めに、議案第46号 江田島市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び江田島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 江田島市葬斎センター火葬炉更新工事請負契約の締結について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 市有財産の無償譲渡について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 市有財産の無償譲渡について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 令和6年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第 10 発議第 3 号

○議長（酒永光志君） 日程第 10、発議第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書案についてを議題とします。

直ちに提出者からの趣旨説明を求めます。

平川博之議員。

○9 番（平川博之君） 発議第 3 号。

令和 6 年 6 月 27 日。

江田島市議会議長 酒永光志様。

提出者 江田島市議会議員 平川博之。

賛成者 江田島市議会議員 岡野数正。

賛成者 江田島市議会議員 山本一也。

賛成者 江田島市議会議員 浜西金満。

賛成者 江田島市議会議員 酒永光志。

賛成者 江田島市議会議員 古居俊彦。

賛成者 江田島市議会議員 平本美幸。

賛成者 江田島市議会議員 宮下成美。

地方財政の充実・強化を求める意見書案について。

上記の議案を別紙のとおり江田島市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣でございます。

内容については、別紙のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（酒永光志君） 以上で趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって本案は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（酒永光志君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これで、令和6年第2回江田島市議会定例会を閉会します。

皆さん、御苦労さまでした。

（閉会 10時24分）

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員